

文書の左横書きの実施について（例規）

最終改正 平成13.9.28 例規総第54号

京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて

当府警察における文書の左横書きについては、かねてから検討中であつたが、「文書の左横書きの実施について（案）」（別添のとおり）に基づき、昭和35年4月1日から実施することに定め、京都府警察文書規程を全部改正して文書の左横書き実施に関する事項を規定するとともに、京都府公安委員会の令達（規則・訓令・告示等）および京都府警察本部の令達（訓令・訓・告示等）で縦書きされているものを左横書きされたものとする経過措置を定めることとし、さらに公安委員会および警察本部の令達（規則・訓令・告示等）で定められている縦書きの様式等を左横書きの様式等に改正する公安委員会規則および警察本部訓令をそれぞれ昭和35年4月1日に制定し、即日施行することとしたので、別添の「文書の左横書き実施要領」に基づき、所要の措置をとるとともに実施要領を部下職員に周知徹底させ、事務処理上遺憾のないようにされたい。